

## 神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（交付要件等抜粋）

経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）、世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）

### 1 交付要件

次の(1)から(12)の要件を満たすこと又は5により交付対象者と共同で申請を行う者（以下「共同申請者」という。）であること。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人であること。

(2) 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者又は法人（当該農業経営の主宰権を有する役員に就任した時の年齢が原則 50 歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。）であること。

(3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている、又はする予定であること。

ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(4) 青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けること。

(5) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。

ア 将来像が明確化された地域計画（以下の(ア)及び(イ)を満たす地域計画）

(ア) 農用地の将来に関する目標

次に掲げる基準を全て満たすものであること。

a 地域計画における「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）が「現状の積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

b 目標集積率が8割以上であること。

※ ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）

の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

- (a) 現状集積率が5割未満の場合にあつては、6割以上であること。
- (b) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。
- (c) 現状集積率が6割以上の場合にあつては、6割以上であること。

(イ) 受け手不在農地の面積の割合

地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

- a 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。
- b 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

(ウ) 将来像が明確化された地域計画の要件を判断するに当たっての留意事項

- a アの地域計画に複数の目標地図が含まれている場合にあつては、地域計画を単位として判断するものとする。
- b 交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合にあつては、受益地の過半が将来像が明確化された地域計画に含まれるものとする。

イ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画

- (6) 4の成果目標を目標年度までに達成可能な就農・経営継承計画兼取組状況報告(以下「就農・経営継承計画等」という。)であると交付主体に認められること。
- (7) 青色申告を行うこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 本事業、経営開始資金、令和4年度補正初期投資促進事業による助成金、若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金による助成金又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(12) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

## 2 助成対象

助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって、交付対象者の円滑な就農・経営発展を目的として取り組むものであり、かつ、成果目標の達成に直結するものとする。

### (1) 経営資源の有効利用に向けた取組

農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

### (2) 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）

### (3) 経営発展に向けた取組

第10の2の(1)に掲げる取組に要する経費

## 3 交付金額

(1) 2の(1)及び(2)の補助対象経費は、国の補助率は1/3以内、(3)の交付対象者の補助対象経費は、2の(3)の取組に必要な経費とし、県は3/4を支援する。ただし、国庫による支援は補助率1/2を超えない範囲（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）とする。

(2) 補助対象事業費の国の補助額の上限は600万円とする。

## 4 目標年度及び成果目標

目標年度は事業実施年度の3年後の年度とし、成果目標は、以下の(1)及び(2)とする。

(1) 農業経営改善計画の認定を受けること。

(2) 以下のア又はイを達成すること。

ア 交付対象者が1の(5)のアの地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模（作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか。以下同じ。）が、事業実施年度の経営規模より増加していること。

イ 交付対象者が1の(5)のイの地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

ただし、以下の(ア)又は(イ)に該当する場合にあっては、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の110%以上となること。

(ア) 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている。

(イ) 事業実施年度の経営規模が、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている。

## 5 共同申請

- (1) 交付対象者は、2の(1)又は(2)の取組を実施する場合に限り、経営移譲者等と共同申請を行うことができる。ただし、共同申請者が2の(3)の取組を実施することはできない。
- (2) 共同申請を行う場合は、交付対象者と共同申請者の間で、就農・経営継承計画等において、農業経営の継承や就農後の経営発展に向けた取組内容・スケジュール、経営資産の譲渡時期・譲渡額、法人化の時期等を定め、当該内容に基づき、取組を実施するものとする。
- (3) 共同申請者が本事業により整備した経営資源については、原則として目標年度までの間に交付対象者に譲渡し、又は目標年度までの間、交付対象者に貸し付ける（当該経営資源が農地等の不動産の場合に限る。）ものとする。
- (4) 共同申請者が本事業により整備した機械・施設等を交付対象者に譲渡し、又は貸し付ける場合、その譲渡額又は賃借料は、「当該機械・施設等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とする。

## 6 留意事項

- (1) 交付対象者が研修中であるなど、事業実施時点において経営を開始していない場合は、5による共同申請を行うこととする。その際、交付対象者は、原則として、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、1の要件を満たすことを確約すること。また、この場合、1、4の「事業実施年度」を「経営開始年度」に読み替えるものとする。
- (2) 経営移譲者等（共同申請者を含む。）が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費（所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。）、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている経費は補助対象としない（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- (3) 同一の機械・施設等に対し、2の(1)及び(3)を併用することは不可とする。
- (4) 2の(1)の事業費は25万円以上とする。
- (5) 2の(1)において対象となる機械・施設等は、経営発展支援事業（通常枠）に準ずるものとする。
- (6) 補助事業等により取得した財産の修繕、移設、撤去等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- (7) 交付対象者は、本事業により整備した機械・施設等について、就農・経営継承計画等により、

その利用状況を報告すること。また、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って効率的運用を図ること。